

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の灾害リスク

(地理的環境)

焼津市は、旧焼津市と旧大井川町が合併した市で、東京（西へ約 193 km）と名古屋（東へ約 173 km）と東京圏、中京圏の中間に位置し、静岡県においてもほぼ中央部にある。

北部は高草山（501m）、花沢山（449m）などの丘陵部を境に静岡市と隣接、東に駿河湾（海岸線は約 14 km）、西南は大井川流域の志太平野となり、西に藤枝市、大井川を挟み吉田町、島田市と隣接している。

年間平均気温が 16.5°C と気候も穏やかで、面積は 70.31 km²、北部の山間部を除き平坦な区域に、5万3,960 世帯、136,028 人（2021 年 3 月 1 日）が生活している。

大井川の流域に位置するため地下水に恵まれ、水源の 88% は深井戸からの地下水で賄われ、うち約 30% が工業用水として利用され水産食料品製造業が基幹産業である。

交通網は、JR 東海道本線の「焼津」と「西焼津」の 2 駅、東名高速道路は「焼津 IC」と「大井川焼津藤枝スマート IC」があり、新東名へのアクセスや静岡空港へのアクセスなど利便性が高い地域である。

（焼津商工会議所と大井川商工会の区分）



焼津商工会議所

大井川商工会



焼津商工会議所の管轄は、旧焼津市区域 45.88 km²、43,554 世帯、117,550 人、事業所数 5,342 件、大井川商工会は、旧大井川町区域 24.43 km²、7,094 世帯、21,912 人、事業所数 986 件の区域を管轄している。（平成 28 年経済センサスより）

（当地域で想定される災害リスク）

自然災害では、大規模地震、津波のように発生頻度は極めて小さいが、発生したら甚大な被害を与える長期間にわたり日常生活や経済活動に支障をきたすリスクと、台風・集中豪雨のように毎年発生し、地域によって甚大な被害を与える一時的に経済活動を停滞させるものがある。自然災害発生に伴い停電、家屋の浸水、土砂災害などの 2 次災害が想定される。

人災・事故では、大規模工場火災や原子力発電所の事故などが経済活動に影響を与えるリスクとして想定される。また、化石燃料等の使用から発生する二酸化炭素の排出量（2019 年日本世界 5 位の排出量 11.2 トントン）が原因とされる地球温暖化（酷暑・豪雨・山火事など）の加速が懸念される。

新型コロナウイルス感染症等の感染症は、日常におけるリスク管理と発症時の危機管理対応のスピードによってどれだけ感染拡大を抑止できるかで被害の状況が変わるが、一地域だけでなく日本全体、世界全体が同じ歩調を取れなければパンデミックの回避はむずかしい。感染症の発症下、正しい、素早い対応が感染拡大の抑止につながる。新型コロナウイルス感染症については、変異株等未知な部分が多いため、国からの情報、県・市の対応に注視して見極める。

(地震・津波)

静岡県に被害を及ぼす地震は、主に相模、駿河、南海トラフ沿いで発生する海溝型巨大地震と、陸域の浅い場所で発生する地震があり、海溝型の大規模巨大地震に伴う津波が想定される。

地震・津波災害履歴

(1) 過去の顕著な地震災害

- 静岡県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。
- 陸域には糸魚川—静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。
- 特に、1498年明応地震、1707年宝永地震、1854年安政東海地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1965年の本市を震源とする直下型地震、2009年駿河湾の地震、2011年静岡県東部の地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。
- 県下に大被害を与えた地震、および県下で震度5以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。

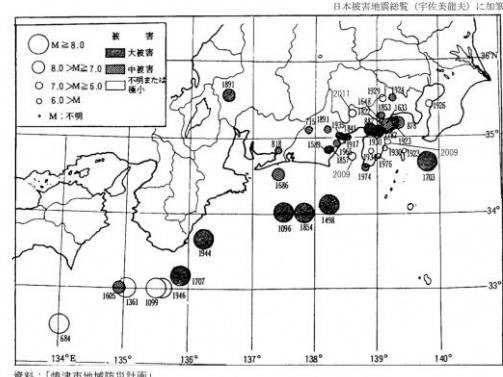


図 2.1 県下で震度5以上が観測された地震の分布図

(2) 過去の顕著な津波災害

- 古い記録によると、静岡県でも伊豆の沿岸でかなりの津波被害を受けている模様である。
- 安政東海地震では、県下全般に大きな津波があったものと考えられる。

表 2.1 津波の記録

	発生年月日	津波状況
明応地震	明応7年(1498年) 9月20日	小川で海長寺の堂・坊が津波に流れ、会下ノ島・三ヶ名まで津波が到達したと言われる。
安政東海地震	安政元年(1854年) 12月23日	全県下に津波被害があった。焼津では、2.3~4mの高さの津波があった。
関東大地震	大正12年(1923年) 9月1日 11時58分	伊豆地方で地震後5分~10分ぐらいして前後2回押しよせた。波高は熱海で当時の海面より6.5m、網代2.7m、伊東4.3m、多賀5.6m、柿崎4.6m、外浦4.1m、稻取3.6mを記録した。このため、伊豆東海岸では一瞬にして多数の家屋が流失し、水死者が続出した。
三陸沖強震	昭和8年(1933年) 3月3日 02時31分	東北地方の海岸では最高24mの津波が記録されたが、県下では清水で地震発生から88分後、周期50分、最大振幅15cmぐらいの波が観測された。内浦では最大振幅30cm位であったが、被害はなかった。
東南海大地震	昭和19年(1944年) 12月7日 13時35分	熊野灘海岸では波高10mに達したところもあるが、県では下田町柿崎で、地震後30分くらいで2.5mの津波が押しよせた。清水では30cmの退水を観測し、棟原郡相良港では波高2mぐらいであった。御前崎町遠州灘海岸でも波高2m位と推定された。 焼津では、黒石川の底が見えるまで引いた程度で、陸上へは上がらなかった。津波の高さは1.5m程度である。
カムチャッカ半島沖地震	昭和27年(1952年) 11月5日 02時01分	下田港付近では5日8時40分から津波がはじまり、推定波高1.5mに達した。石廊崎付近でも1.2mを観測した。内浦では振幅30~40cmを記録し、清水港でも数回津波が来襲したが、全般に被害はなかった。
房総半島沖地震	昭和28年(1953年) 11月26日 02時48分	伊東では地震後18分で振幅14cmの津波が押しよせた。石廊崎で60cm、内浦で13cm、清水で21cmが観測されたが被害はなかった。
チリ沖地震	昭和35年(1960年) 5月23日 04時11分	大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから22時間位して津波が押しよせた。伊東では24日2時35分に現れはじめ、最大振幅140cmであった。内浦214cm、清水217cm、御前崎380cm、舞阪79cmが観測された。このため、県下の床下浸水196戸を数え、清水では、流木や養殖真珠に損害があった。 焼津漁港の検潮器によると最高潮位は平均潮位上1.20mであった。
チリ中部沿岸で発生した地震	平成22年(2010年) 2月27日 15時34分頃	マグニチュード8.8の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、県下では地震発生から23時間位して津波が押しよせた。伊東では28日14時25分頃に現れはじめ、最大波高18cmであった。下田港43cm、内浦32cm、清水21cm、御前崎54cm、舞阪20cmが観測された。これにより、下田市で住家8棟が床下浸水した。
東北地方太平洋沖地震	平成23年(2011年) 3月11日 14時46分	三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震で、東北地方の沿岸では15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 県下では、11日16時8分に津波警報(大津波)が発表され、御前崎で最大波高144cm、沼津市内浦で135cm、清水93cm、南伊豆町石廊崎で74cm、舞阪73cm、焼津83cmを観測し、下田市では住家7棟・店舗6棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。

(地震：静岡県第4次地震被害想定)

想定される地震・津波被害

静岡県第4次地震被害想定の概要

■想定対象地震：東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等（レベル1）

■最大震度：7

■最大浸水面積：2.5 km²（浸水深1cm以上）

市域の約3.5%

■被害想定（冬・深夜・予知なし）

・死者数約700人（津波：約80人）

・全壊・焼失棟数約15,000棟

（うち地震動：約11,000棟、火災：約1,300棟、津波：約10棟）

・半壊棟数約14,000棟

（うち地震動：約6,600棟、津波：約100棟）

想定される地震・津波被害

静岡県第4次地震被害想定の概要

■想定対象地震：南海トラフ巨大地震

（レベル2・地震動：基本ケース、津波：ケース①）

■最大震度：7

■津波高：最大10m、平均6m

津波到達時間：2分（津波50cm時）

■最大浸水面積：13.7 km²（浸水深1cm以上）

⇒市域の約2割、市街化区域の約7割

■被害想定（冬・深夜・予知なし）

・死者数約11,000人（ほとんどが津波）

⇒人口の10%弱

・全壊・焼失棟数約16,000棟

（うち地震動：約11,000棟、火災：約1,300棟、

津波：約600棟）

・半壊棟数約18,000棟

（うち地震動：約6,500棟、津波：約4,100棟）

想定津波高（南海トラフ：レベル2）

市町	下田市	沼津市	静岡市	焼津市	吉田町	牧之原市	浜松市
最大津波高	31m	10m	12m	10m (平均6m)	9m	14m	15m
津波最短到達時間(50cm)	12分	3分	2分	2分	3分	4分	4分
津波最短到達時間(5m)	13分	5分	4分	4分	6分	12分	18分

注：本表における津波高及び到達時間は、海岸から30m程沖合いの地点でのもの

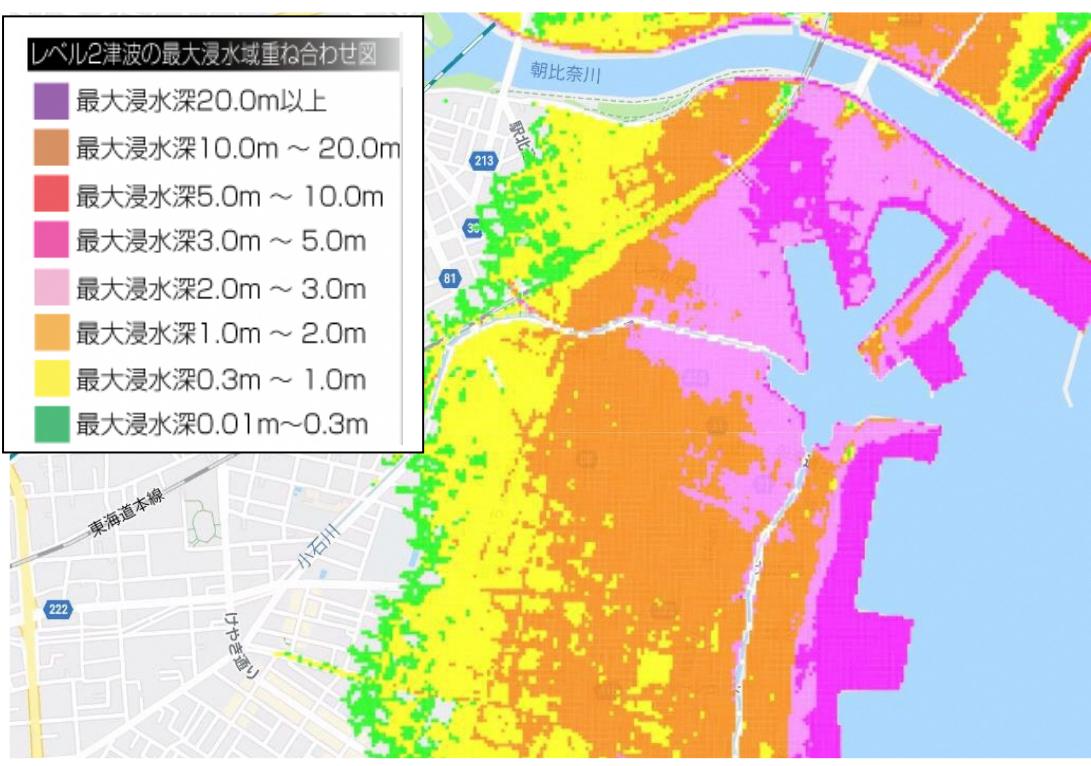
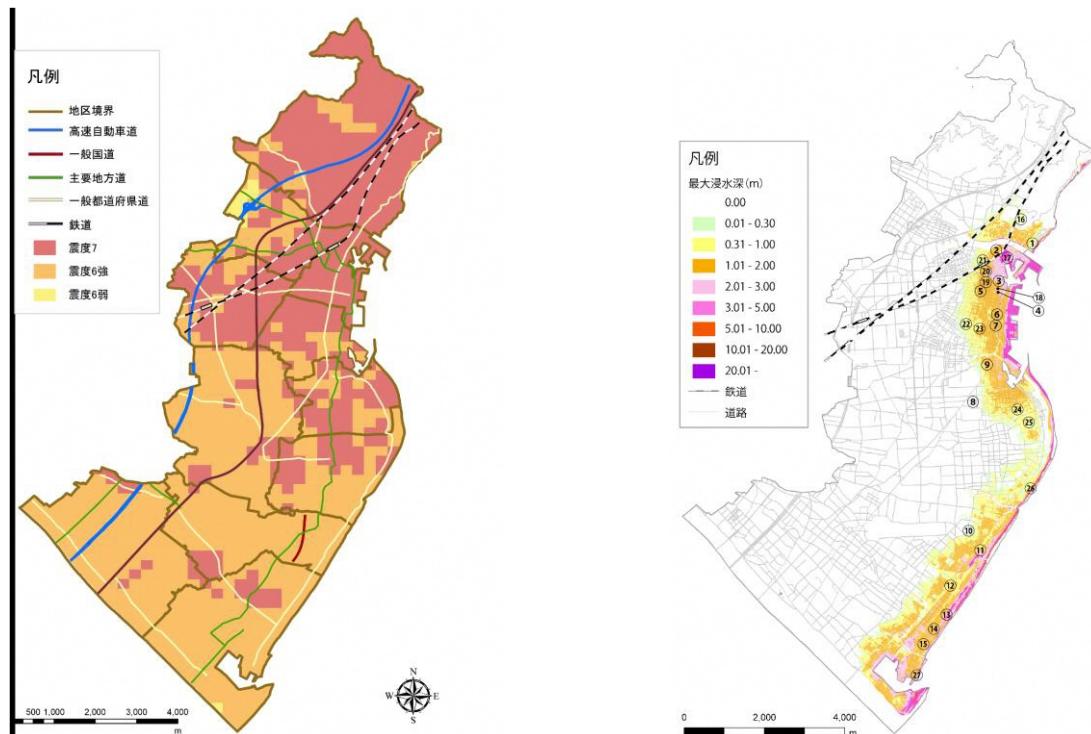
津波: ハザードマップ

震度分布

静岡県第4次地震被害想定（レベル1・レベル2）

浸水想定

静岡県第4次地震被害想定（レベル2）



焼津漁港の津波防護対策

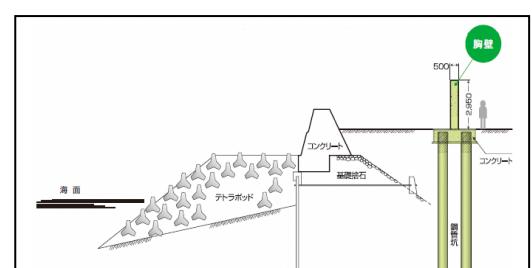


景観にも配慮した胸壁づくりを進め、
早期の完成を目指しています。



胸壁整備計画区間

L = 1.2 km



(水害)

気候変動の影響により、水害の頻発化、激甚化が懸念される。時間降水量50mm以上の年間発生回数が約30年間で約1.4倍になっている。

長い海岸線と平坦な70km²の中に焼津港、小川港からなる焼津漁港（県が管理）と大井川港（市が管理）の3つの港、河川については1級河川が1河川、2級河川が12河川、準用河川が16河川ある。

台風や集中豪雨と高潮が重なると河口付近の河川が限界水域を超えて氾濫し、市内の広範囲にわたり被害をもたらす可能性がある。

市内を流れる河川

一級河川（国が管理を行っている河川）

大井川（おおいがわ） (市内延長約7,400m)

二級河川（静岡県が管理を行っている河川）

瀬戸川（せとがわ） (市内延長約7,000m) 朝比奈川（あさひながわ） (市内延長約2,000m)

石脇川（いしわきがわ） (市内延長2,245m) 高草川（たかくさがわ） (市内延長2,000m)

梅田川（うめだがわ） (市内延長2,100m) 小石川（こいしがわ） (市内延長2,200m)

黒石川（くろいしがわ） (市内延長3,250m) 木屋川（きやがわ） (市内延長約8,000m)

栢山川（とちやまがわ） (市内延長約5,500m) 成案寺川（じょうあんじがわ） (市内延長約3,816m)

志太田中川（しだたなかがわ） (市内延長約5,600m) 泉川（いずみがわ） (市内延長約5,730m)

準用河川（焼津市が管理する河川法を準用する市内の河川）

花沢川（はなざわがわ） (市内延長2,300m) 石脇川（いしわきがわ） (市内延長 880m)

高草川（たかくさがわ） (市内延長2,450m) 六間川（ろっけんがわ） (市内延長1,350m)

小石川（こいしがわ） (市内延長3,100m) 黒石川（くろいしがわ） (市内延長1,800m)

泓の川（ふけのかわ） (市内延長2,300m) 前の川（まえのかわ） (市内延長2,760m)

栄田川（さかえだがわ） (市内延長3,600m)

一色・横須賀川（いっしきよこすかがわ） (市内延長3,220m)

成案寺川（じょうあんじがわ） (市内延長1,500m) 天王川（てんのうがわ） (市内延長1,500m)

中島川（なかじまがわ） (市内延長1,700m) 上島川（かみじまがわ） (市内延長1,890m)

藤守川（ふじもりがわ） (市内延長2,810m) 飯渕川（はぶちがわ） (市内延長2,400m)

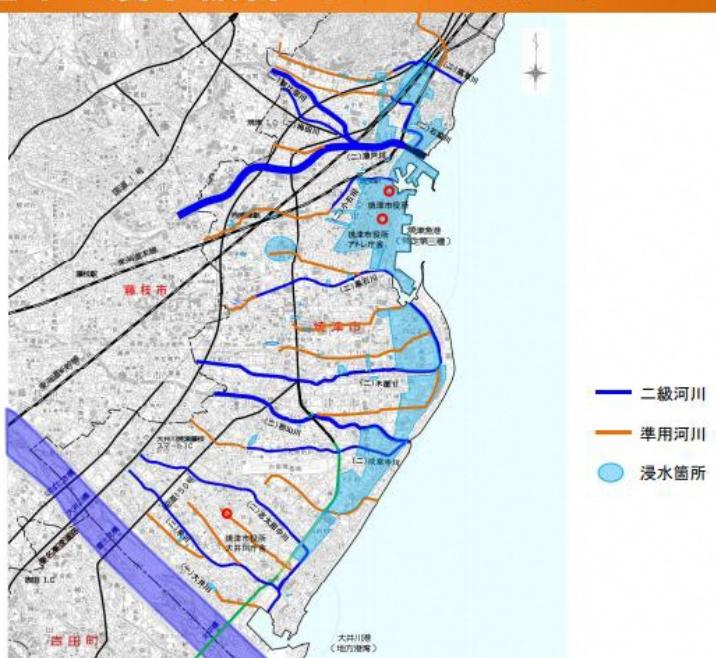
洪水：ハザードマップ



浸水想定区域を示している河川と想定している雨量（想定最大規模）などの条件は以下の通りです。

河川名	浸水想定区域図 作成主体	想定している降雨の条件	
		想定最大規模	計画規模
大井川水系 (大井川)	国土交通省 静岡河川事務所	48 時間の総雨量 787mm	48 時間の総雨量 551mm
瀬戸川水系 (瀬戸川・朝比奈川・葉梨川)	静岡県	24 時間の総雨量 695mm	24 時間の総雨量 312.7mm
柄山川水系 (柄山川・木屋川)	静岡県	18 時間の総雨量 772mm	18 時間の総雨量 357.7mm
大井川水系 (大津谷川)	静岡県	16 時間の総雨量 750.7mm	1 時間の総雨量 96.9mm

近年の浸水被害 ③R01.10.12台風19号



2019年10月の台風19号では、329棟が浸水被害（床上225、床下104）、最高潮位180 cm
台風による集中豪雨と高潮が重なり河川が限界水域を超えて、海岸線近辺の河川が氾濫し広範囲にわたり浸水被害が発生した。

2014年10月の台風18号 浜松市付近に上陸 中心気圧950hPa 総雨量318mm 時間最大41mm/h
瀬戸川、朝比奈川、梅田川の水位上昇
八幡地区をはじめ市内各地で浸水被害発生

～焼津市水防監視システム～

気象情報（外部サイト）

- ・気象警報・注意報
- ・雨雲の動き（1時間後までの雨量予測）
- ・今後の雨の動き（15時間後までの降雨予測）
- ・GPV気象予報（最長10日先までの雨雲の動き・雨量の予測）
- ・川の防災情報
- ・SAPOS-RADAR（静岡県）
- ・川の水位情報
- ・藤枝市水位・雨量観測システム
- ・気象庁アダス（静岡総合測候所）

<大雨洪水警報の危険度分布>

- ・大雨警報（浸水箇所）の危険度分布
- ・洪水警報の危険度分布
- ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布
- ・土砂災害警報情報補足情報システム
- ・土砂災害警報情報
- ・台風情報
- ・雨量予測（レーポイント天気）
- ・天気予報・連間天気予報
- ・天気図
- ・気象衛星
- ・潮位表
- ・潮位観測情報（焼津）
- ・避難情報

平常時の備え

- ・洪水浸水想定区域（想定最大）
- ・県GIS
- ・洪水ハザードマップ
- ・土砂災害ハザードマップ
- ・土砂災害情報マップ
- ・土砂災害警報区域指定
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成

水害への備え

- ・土手ステーション
- ・家庭でできる水防工法
- ・過去の水害（水害リスク情報）

焼津市水防監視システム

Copyright (c) Shizuoka Prefecture. All Rights Reserved 2019年07月29日(月) 15:54:00 2分更新
黒石川河川監視カメラ（黒石川）

国設置カメラ 引用元：国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所ホームページ
県設置カメラ 引用元：静岡県土木防災情報SIPOS-RADAR
焼津市設置カメラ

<本システムの調整等により、閲覧できない場合があります。ご了承ください。>

アイコンをクリックすると、「2分～1時間」の間隔を選択して河川の現在の様子をチェックできる

（浜岡地域原子力災害広域避難計画）

静岡県地域防災計画原子力災害対策編第2章第8節の規定に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所における原子力災害に備え、原子力災害対策重点区域に係る市町の住民等の避難、一時移転及び屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定める。

原子力災害対策重点区域

県防災計画において、原子力災害対策重点区域（P A Z、U P Z）を、発電所から5km及び31kmを目安に定めている。原子力災害対策重点区域に係る11市町の全域を本計画の対象とする。

焼津市もU P Zのエリアに含まれている。

原子力災害対策重点区域



重点区域内人口

※平成28年4月1日現在 括弧内は該当市町の総人口

区域等	市町名	人口	市町名	人口
PAZ	御前崎市	34, 273人	牧之原市(一部)	13, 678人
小 計		47, 951人		
UPZ	牧之原市(一部)	33, 096人	菊川市	47, 823人
	掛川市	117, 520人	袋井市	87, 174人
	吉田町	29, 702人	焼津市	141, 610人
	磐田市	125, 915人 (170, 311人)	森町	3, 594人 (18, 988人)
	藤枝市	110, 533人 (146, 748人)	島田市	94, 532人 (100, 127人)
小 計		791, 499人 (893, 099人)		
合 計		839, 450人 (941, 050人)		

県民の約4分の1にあたる約84万人がPAZ・UPZ内に居住している。

避難等の判断基準

避難等は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会、令和2年2月5日一部改正）に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断し、国、県、避難元市町、事業者等が連携し実施する。

(その他の災害)

大規模停電

地震・雷雨・風害による大規模停電の発生は、市内には漁業者・水産加工業者の大型冷凍庫、冷蔵庫が多くあり停電が長期化すると商品への影響が大きいと思われる。

火山噴火

富士山の噴火は、流通網の遮断による経済活動への影響が想定される。

地球温暖化

地球温暖化に起因する異常気象は、集中豪雨・冷夏・暖冬・猛暑・寒波・熱中症など日常生活、経済活動に様々な影響を与える。また、海面異常（温度・潮流）は、基幹産業である水産業や農産物に大きなダメージを与えることが想定される。脱炭素社会への加速が急務と考えられる。

気象概要 焼津市統計（志太消防本部）

年次	気温 (℃)			平均湿度 (%)	降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	天気日数	
	平均	最高	最低				晴	雨
平成26年	16.5	35.5	-1.7	70	1791.5	3.3	202	35
平成27年	16.8	36.1	-1.6	73	2278.5	3.2	195	45
平成28年	17.6	38.5	-2.9	74	1954.5	3.1	208	29
平成29年	16.7	37.8	-2.8	70	1625.0	3.5	250	39
平成30年	17.6	35.8	-3.1	68	1851.0	3.7	218	63
1月	5.8	17.0	-3.1	51	70.0	4.4	26	3
2月	6.3	16.5	-2.4	47	25.0	4.5	20	3
3月	12.5	25.5	2.8	63	221.5	4.4	20	4
4月	16.8	26.2	6.0	67	234.0	3.7	20	6
5月	19.9	29.6	11.5	70	266.0	3.5	17	8
6月	22.9	32.1	16.1	79	324.5	3.3	11	6
7月	28.1	35.8	22.6	79	131.5	3.2	21	6
8月	28.7	35.7	19.3	78	93.5	3.5	21	5
9月	24.1	32.9	16.2	83	336.5	3.6	6	11
10月	20.0	32.9	11.3	69	45.5	3.6	19	3
11月	15.8	25.6	5.1	66	34.5	2.8	18	3
12月	10.5	22.5	0.4	61	68.5	3.9	19	5

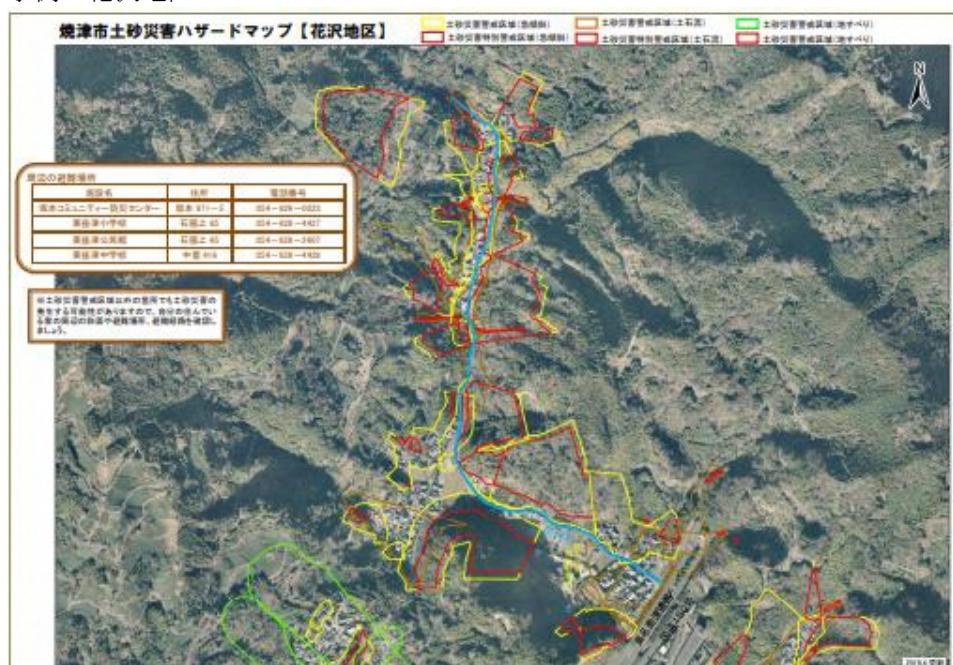
土砂災害

大雨後の山間部における災害は、市北部に集中している。静岡市との境となる元小浜地区の大崩海岸沿線は、海岸線の急斜面上にあり過去に何度か道路が崩落し、小浜地区が孤立したことがある。

ハザードマップ

梅雨時期の集中豪雨や台風に伴う豪雨などにより、がけ崩れや土石流などの土砂災害が発生した場合に、被害がおよぶ恐れがある区域（山の手地区、坂本地区、石脇地区、高崎地区、花沢地区、小浜地区、元小浜地区、影田地区、浜當目地区）

事例：花沢地区



火災

失火若しくは、自然災害に伴う火災が想定される。大規模地震発生時には、工場火災も想定される。

火災発生件数 焼津市統計（志太消防本部）

年度	総数		建物火災		林野火災		船舶火災		車両火災		その他の火災	
	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)	件数	損害額 (千円)
平成27年	27	85,458	18	83,489	—	—	1	3	4	1,866	4	100
平成28年	28	21,193	16	19,901	2	—	—	—	3	319	7	973
平成29年	34	34,202	17	29,690	—	—	1	727	3	564	13	3,221
平成30年	33	31,274	13	28,474	1	—	—	—	8	2,123	11	677
令和元年	32	46,302	12	45,764	1	1	—	—	3	436	16	101

(新型コロナウイルス感染症等)

新型インフルエンザは、予防ワクチンの接種で大事には至らずとなっている。

新型コロナウイルス感染症については、2020年1月に国内感染が確認され、全国へと拡大した。

開発された予防ワクチン接種が始まり高齢者から順次進んでいる。2021年12月までに、希望者全員が2回のワクチン接種が完了した。また、世界的に拡大しているウイルスの中に感染力が強い変異株もありワクチン接種をしたからといって安心できる状況とは言えない。

感染症は、自然災害や事故等とは異なり、目に見えないウイルスが、感染者の移動で連鎖していくため被害収束の見通しが見えず、いつ何時、生命危機、経済の混乱をきたさないとも限らない。

国の感染症対策のガイドライン等の指針に則り感染拡大抑止に向け、3密回避、不要不急の外出を控えるなど国家国民が同じ方向を向いた取り組みをしていくことが大事である。

(2) 商工業者の状況

- ・焼津市の商工業者等数 6, 328社
- ・焼津市の小規模事業者数 4, 381社

内訳

- ・焼津商工会議所管轄の商工業者数 5, 342社
- ・焼津商工会議所管轄の小規模事業者数 3, 887社
- ・大井川商工会管轄の商工業者数 986社
- ・大井川商工会管轄の小規模事業者数 494社

※ 商工業者数は、平成28年経済センサス活動調査

※ 小規模事業者数は独自調査

地区別・産業別事業所数 焼津市統計（平成28年経済センサス-活動調査）

産業区分	焼津市全域	会議所エリア	焼津地区	豊田地区	小川地区	東益津地区	大富地区	和田地区	（商工会エリア） 大井川地区
事業所総数	6,328	5,342	1,817	804	973	429	812	507	986
農林漁業	40	28	11	2	3	2	6	4	12
鉱業・採石業・砂利採取業	3	0	0	0	0	0	0	0	3
建設業	629	495	126	81	82	44	108	54	134
製造業	1,009	784	184	106	104	119	136	135	225
情報通信業	25	22	9	7	4	0	1	1	3
運輸業・郵便業	221	126	49	9	13	24	11	20	95
卸売業・小売業	1,635	1435	579	186	262	96	212	100	200
金融業・保険業	83	70	30	13	15	1	9	2	13
不動産業・物品賃貸業	264	238	71	74	38	26	20	9	26
学術研究・専門・技術サービス業	186	161	59	25	37	7	22	11	25
宿泊業・飲食サービス業	700	646	298	91	131	22	70	34	54
生活関連サービス業・娯楽業	558	500	161	73	115	26	76	49	58
教育・学習支援業	232	205	56	33	44	12	36	24	27
医療・福祉	388	350	93	62	80	26	55	34	38
複合サービス業	28	21	8	2	4	2	2	3	7
サービス業（他に分類されないもの）	327	261	83	40	41	22	48	27	66

(3) これまでの取組

1) 焼津市の取組

①地域防災計画、津波防災地域づくり推進計画、国土強靭化地域計画の策定

・焼津市地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定により、市民生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市地域に係る防災に関し必要な事項を定め、災害対策基本法第16条の規定により、焼津市防災会議で修正を行っている。

・焼津市津波防災地域づくり推進計画

津波防災地域づくりに関する法律第10条に基づき、全国に先駆けて平成26年3月に策定し、ハード、ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」の発想による本市の津波防災地域づくりを進めるための指針とし、「焼津市地震・津波対策アクションプログラム2014」によって、各事業の進捗管理などを行っている。

・焼津市国土強靭化地域計画

国土強靭化基本法第13条の規定に基づき、平成29年5月に策定し、本市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画とし、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る本市の計画等の指針となるものである。「焼津市地震・津波対策アクションプログラム2014」に基づく地震・津波対策等、国土強靭化に関する市の施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

②防災訓練の実施

本市では、総合防災訓練、地域防災訓練、災害時初動訓練と、地震に関する防災訓練を年3回実施している。大規模地震発生時に、「自分の命は自分で守る、自分達の地域は皆で守る」を全市民で実践すべく、市民の防災意識の向上と災害時に対応する技術の習得のため、全市を挙げて避難、初期消火、炊き出しなどの訓練に取り組んできた。なお、阪神淡路大震災以降は、自主防災組織による地域の実情に即した訓練にも重点を置き、「地域全体が訓練会場」として分散型訓練を展開している。

また、水難救出救助訓練においては、大井川港に設置されている津波救命艇を使用し、志太消防本部や県の防災ヘリコプターと連携した訓練を実施している。

新型コロナウイルスの国内感染が確認された令和2年1月以降は、感染拡大防止のため通常どおりの訓練を控え、職員を中心とした避難所開設訓練や市民の家庭内対策強化を行っている。今後の訓練実施については、感染状況を見ながら検討していく。

③焼津市BCP策定支援事業補助金の交付

災害及び事故等発生時における市内の中小企業の早期操業開始による経営の安定を図るため、BCPを策定又は策定したBCPの見直しなどを実施する市内中小企業等に対し、専門家派遣に係る費用について補助金を交付する。※平成23年度から令和2年度までに市内51社に交付。

2) 焼津商工会議所の取組

- 事業者 B C P に関する国・県・市の施策の情報発信と策定支援
ホームページによる情報発信、セミナーによる事業継続計画の策定の普及・啓発を促進
- 備蓄品等は、来館者用ヘルメット、A E D、担架、職員用ヘルメット、1日分の非常食を準備
- 事業者 B C P 策定にあたり県・市の専門家派遣を活用
経営改善に係る助成金やB C P 策定補助金を活用し専門家による計画策定から従業員教育までを支援 当所は、相談者と専門家の橋渡しと活用できる補助金の斡旋までを行っている。
- 損保会社との連携
日本商工会議所の会員向けビジネス総合保険制度、業務災害補償プラン、休業補償プラン、情報漏えい賠償責任保険制度、海外危機対策プラン等の加入推進
B C P 策定促進のための個別相談会の開催
- B C P 指導者養成講座（静岡県主催）への経営指導員の参加 平成22年度、26年度、令和元年度受講
- 地震、台風、大雨等の被害状況の県連を通じての県への報告
- 地球温暖化防止（脱炭素社会） 平成25年～現在
エコアクション21に準じた施設環境管理（電力使用量、ガソリン、ガス、水道使用量、資源ごみ・焼却ごみ、紙類の購入の管理）と市主催エコアクションセミナーの会員への周知
- 個人商店向け事業継続ガイドの作成（平成28年度）
焼津市の補助金を活用しB C P の策定が困難な小規模個人商店向けの「小規模企業の事業継続ガイド」を作成し会員事業所へ提供した。また、同ガイドを使用したセミナーを開催した。



小規模企業の事業継続ガイド【別 表】

BCP策定における課題		BCP策定における課題
BCP策定における課題	BCP策定における課題	BCP策定における課題

- 企業防災チェックリストの作成・提供・防災意識の高揚を啓発（平成27年度）

災害後に事業継続計画を確実に進めていく為には、事前の防災・減災対策をしておく必要がある。

本冊子では、防災訓練・備蓄の薦め、災害発生直後から1週間の時系列行動パターン、想定シーン別行動パターンなどを分かりやすく解説した。全会員へ提供し同冊子の使い方についてのセミナーを開催した。



【実践編】地震が起きたらどうするか？ 時間別行動パターン	発生直後	災害発生時の行動	1~2分後	初期消火活動
3分後	救助活動	医療救援活動	応急手当出血	応急手当火傷
1時間後	確認活動	確認活動	確認活動	確認活動

- 企業防災力、リスク管理・危機管理（リスクマネジメント力）向上のための特別委員会設置
企業を取り巻く自然災害、感染症、その他人災・犯罪等（火災、交通事故、熱中症、サイバー攻撃、反社会的組織の圧力、原子力発電、経営基盤の喪失等）のリスクに対する情報入手、予防、軽減策の提言

- ・名古屋大学「減災館」の視察と名古屋大学減災連携研究センター長・教授福和伸夫氏の講演 H30.8.21
講演 「次の地震について本当のことを話してみよう」
免振構造施設、地震のメカニズム等の見学
参加者 18名



- ・焼津市シェイクアウト訓練へ参加するための事前登録の推進（平成29年度～現在）
自治体で開催する防災訓練は、休日に学校等に集まって行うものが一般的なため、平日に自社において参加できる訓練としてシェイクアウト訓練を推進し、地震発生時の初期行動「先ず低く、頭を守り、動かない」の動機付けを図り、社員一人一人が安全を確保することで、災害後の事業再開に臨める。

シェイクアウト訓練事前登録件数

実施日	2017/11/9	2018/9/27	2019/9/26	2020/9/24
企業	104	310	444	402
人數	2,654	6,166	8,673	6,721
その他	28	29	146	45
人數	7,707	12,708	46,556	12,973
全體計	132	339	590	447
人數計	10,361	18,874	55,229	19,694

- ・シェイクアウト訓練の啓蒙・普及のための事前セミナー、事後セミナーの開催（平成29年度）
事前セミナー 26名参加
風水害・地震体験・レベル別津波想定について市の防災センター施設にて体験
想定シーン別行動パターン等ワークショップによる研修
事後セミナー 11名参加
シェイクアウト訓練の振り返り、防災訓練計画立案
8つの訓練を図上演習（初動期対応、初期消火、土嚢、避難、救出・救護、情報収集、伝達、避難所生活）
- ・起震車による大規模地震と免振装置の体験 訓練参加の企業にて開催（平成29年度～令和元年度）
阪神淡路大震災、東日本大震災の揺れの体験と免振装置の稼働で揺れがどう変わるかの体験を実施した。（当所は、シェイクアウト、避難、安否確認、消火訓練を実施）



- ・新型コロナウイルス感染症等支援窓口の設置
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する国・県・市による支援策の相談対応

3) 大井川商工会の取組

ア 事業者B C Pに関する国や県、市の施策の周知

B C P策定時の専門家派遣制度、防災・減災などへの取組に関する融資制度等、国や県、市の支援施策について巡回時・窓口相談時等により周知を行っている。静岡県事業継続計画モデルプラン及び焼津市B C P(事業継続計画)策定支援事業補助金の活用も積極的に周知している。

イ B C P周知チラシ作成配付

小規模事業者にB C P策定の必要性を周知するために、チラシ(人命を守る、事業を守るB C P)を作成し会員事業所に配布している。

ウ 事業者B C P策定セミナー等の開催

B C P策定支援に向けて専門家を講師に招き、セミナーを開催。

年度	テーマ等	参加者数
平成30年度	テーマ:事業所の防災力を高めよう ・どこへどのようににげるのか? ・何をもって逃げるのか?　・避難場所はどこか? ・日頃から何を準備しておけばいいのか? ・災害後の事業継続は大丈夫? (B C Pの必要性)	5名

平成24年から平成30年度までセミナー開催、令和元年から経営相談窓口等においてB C P関係の個別相談を実施している。

エ B C P策定支援

専門家派遣制度や国・市の補助金を活用し、静岡県事業継続計画モデルプラン(第3版)をベースに事業所B C P策定を支援 (24社)

策定年度	事業所数	策定年度	事業所数	策定年度	事業所数
平成23年度	1社	平成24年度	1社	平成25年度	1社
平成26年度	2社	平成27年度	2社	平成28年度	2社
平成29年度	4社	平成30年度	6社	令和元年	4社
令和2年度	1社	他に平成28年度 簡易バーションB C P策定事業所	12社		

オ B C Pフォローアップ支援

B C Pを策定した事業所に対し、プラッシュアップを図るために専門家によるフォローアップ支援を行う。近年は、策定したB C Pへのコロナウイルス等の感染症対策も考慮する。

カ 感染症に対する取組

- ・地域企業の資金繰りを支援するための緊急相談窓口設置や相談会の実施
- ・感染拡大防止に向けた情報提供

キ 損害保険への加入促進

全国商工会連合会のスケールメリットを活かし、ビジネス総合保険、業務災害補償プラン、情報漏えい賠償責任保険制度、休業補償プランについて、小規模事業者に対する火災や地震などの災害等に備える。

ク B C P策定支援への同行や研修への参加

職員に対し、専門家が行うB C P策定支援への同行や静岡県商工会連合会並びに中小企業大学校が主催する研修への積極的な参加を促し、職員のB C P等に関する知識や支援能力の向上を図っている。

II 課題

地域の現状

国内外で起こる大規模災害の直後は、防災意識が一時的に高まるが、時間が経過するにあたり関心度は薄れている。また、小規模事業者は、家族経営レベルが多いため、災害リスクマネジメントを経営計画として認識するものが少ないと想われる。

1. 小規模事業者の危機管理

中小企業、小規模事業者における防災力の向上、防災意識の向上を図る。

企業防災力の向上やB C P計画の策定等の重要性は、認識しているが人的な問題、コスト的な問題、時間的問題等から日常の事業運営が優先され、防災に集中することが出来ない状況と見られる。

B C P策定について小規模事業者の多くは、事業継続計画を策定することの必要性の認識が低いため策定率が上がっていない。

2. 災害発生時の初動体制と状況把握に向けた市・商工会議所・商工会との連携強化

地震、台風、大雨等の情報収集及び被害状況を把握するための初動体制が未構築となっている。

災害発生時に速やかに被害状況を把握するために情報収集を行う必要があるが情報収集先や被害現場への職員派遣体制、被害状況確認項目等（件数・金額）の把握が不十分である。

市、商工会議所、商工会で統一した体制を作り情報の共有が必要と思われる。

3. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画

緊急事態措置または、まん延防止等重点措置が出された場合の人の移動に対する国・県・市・上部団体（日本商工会議所・全国商工会連合会）の指針に合わせた判断基準の統一が不十分と思える。

役職員の感染者および濃厚接触者となった場合の小規模事業者支援の体制を整える。

4. 支援機関被災時の代替機能が未整備

事務所が被災し閉鎖をしなければならなくなった場合、復旧されるまでの代替機能について未整備となっている。（商工会議所）

5. 損害保険による被害リスクの回避（リスクファイナンス）

災害発生後の支援策に関しては、情報提供、相談・支援体制はできているが、事前リスク管理として、休業補償、水害補償など損害保険への加入で、ある程度のリスク軽減ができるこの情報提供の強化が必要である。

6. 港口・河川河口部の安全対策

地球温暖化の影響で気候変動がおこり、水害の頻発化・激甚化が懸念されるため、津波対策だけでなく集中豪雨時の高潮等による被害拡大を軽減させるためにも、海岸、河川、港などの施設の整備（胸壁・陸閘・港口水門・堤防嵩上げ）の早期完成が待たれる。

III 目標

小規模事業者が安心して持続可能な経営活動を行うために事業に影響を与えるリスクの軽減及び災害からの復旧、復興のために市、商工会議所、商工会が連携し以下の目標で取り組んでいく。

1. 小規模事業者の災害への備え、リスク管理力、危機管理力の向上を目指す

焼津市地域防災計画、焼津市国土強靭化地域計画などにより、地区内商工業者に対し企業経営に影響を与えるだろうと想定される災害リスクを認識・理解させ、災害の未然防止、減災、被災後の速やかな事業の復旧に向けたリスクマネジメントの構築に備える。

それぞれの事業所が立地する地域ごとにどのようなリスクがあるのか、ハザードマップ（水害、土砂災害）、水防監視システム等の活用やリスクマップの作成により、持続的な経済活動を阻害する可能性のあるリスクの洗い出しや各リスクに関する情報収集など小規模事業者でも取り組み易いことから進め、リスクマネジメント（事前対策とリスク発生後の対応）管理力の向上を図る。

また、事業継続計画（B C P）と事業継続力強化計画の策定支援、計画の更新フォローアップの充実を県のモデルプランや市の策定支援のための補助金等を有効活用し取り組んでいく。

「地震・津波版B C P」、「感染症対策B C P」、「水害対応版B C P」の策定推進のために定期的にホームページ、会報等を活用して、計画策定者増加に向け周知の拡大を図る。

2. 市、商工会議所、商工会の連携強化

災害発生前のリスク管理、災害後の危機管理を効果的、スピード感をもって行うために情報の共有化、支援策の活用が円滑に行われるための組織体制を強化する。

発災時における情報収集、連絡体制を円滑に行うために市、商工会議所、商工会が被害情報等を共有し見える化を構築する。

発災後速やかな復興支援策が行えるよう、行政機関、日本商工会議所、全国商工会連合会等関係機関との連携体制を強化する。

3. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく相談体制・情報発信体制の強化

発災後速やかな小規模事業者支援が行えるよう、国・県・市が発信する感染情報、支援策情報の収集と相談窓口の設置が整うように感染拡大防止対策に必要な「マスク」「検温器」「消毒液」「アクリル板」「オンライン設備」等を準備しておく。感染症に係る情報発信について、ホームページやS N Sを活用し迅速に管内小規模事業者へ提供する。

4. 支援機関被災時の代替機能の整備

災害後、安全が確認された地域において活用できる場所を市と協議する。

5. 損害保険による被害リスクの回避（リスクファイナンス）

損害保険会社と連携し日本商工会議所のビジネス総合保険制度を活用した、自然災害、感染症による休業補償や水害補償等の情報、事例提供等を行い、事業の復旧、再開に向けて金銭的リスクの軽減ができる支援を強化する。

6. 港口・河川河口部の安全対策

台風や集中豪雨の発生時に高潮・高波による河川への逆流による洪水被害が発生するため、大雨・豪雨の多発化に影響を与える地球温暖化抑制の為に脱炭素社会の推進を図り地域全体でごみの減量と資源化に取組み、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいく。

港口や河川河口部の安全対策については、県、市の取り組み、進捗状況を見守っていく。

7. その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間	
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）	
(2) 事業継続力強化支援事業の内容 焼津商工会議所と大井川商工会と焼津市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。	
<1. 事前の対策> 焼津市地域防災計画、焼津市国土強靭化地域計画や市の感染症対策等と本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな初期対応、応急対策等に取り組めるようにする。	
1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知・啓発 <ul style="list-style-type: none"> 市及び商工会議所・商工会は、定例会議の中で本支援計画に係る情報を共有し連携体制を強化する。 小規模事業者の経営に影響を及ぼす可能性のあるリスク一覧およびリスクに関する情報の入手先等をまとめ会員事業者へ提供し、企業防災のリスクマネジメント力の向上につなげる。 巡回経営指導時に、ハザードマップや静岡県公式アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。 あわせて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。 商工会議所、商工会の会報やホームページ等において国、県、市の施策紹介やリスク対策の必要性、ビジネス総合制度（損害保険、生命保険、傷害保険等）の概要を紹介及びBCP策定支援に関する情報発信を行う。また、発信した情報に関する相談窓口を開設し対応できる体制を作る。 市広報やホームページにて、国、県、市の施策概要やBCP策定支援に関する情報発信を行う。 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）および事業継続力強化計画の策定、更新フォローアップ支援の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。 新型ウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手しデマに惑わされることなく冷静に対応することを周知する。 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。 緊急事態宣言等により休業や営業時間短縮要請等が出た場合の小規模事業者に対する国・県・市が行う支援情報を速やかに入手し相談が受け付けできるようにする。 相談に必要となる、備品（検温器、アクリル板、オンライン設備）は整っている。消耗品については、マスクは、一定量を備蓄できるが、消毒液については、消費期限があるため適量の備蓄管理をする。 感染症に係る新着情報は、ホームページ、FB等にて、速やかに発信できるようにする。 脱炭素社会の推進に向け、市が行っているエコアクション21のセミナーを会員事業者に周知する。 	
2) 焼津商工会議所、大井川商工会自身の事業継続計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> 焼津商工会議所は、事業継続計画（BCP）を作成中（令和3年度中を予定） 大井川商工会は、事業継続計画（BCP）を作成中（令和3年度中を予定） 	
3) 関係団体等との連携 <ol style="list-style-type: none"> 損害保険会社 <ul style="list-style-type: none"> 連携する損保会社に専門家の派遣を依頼し、管内事業者を対象としたリスクマネジメントに関する基本的な考え方についてのセミナーの開催やBCP策定、事業継続力強化計画策定に関する定期個別相談を実施し、希望する企業には、BCPの策定・事業継続力強化計画認定支援を実施する。 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、商工会議所ビジネス総合保険制度（感染症特約付き休業補償制度）などのリスクファイナンスの情報提供及び加入促進を実施する。 	

イ) 中小企業診断士

- ・B C P策定支援・フォローアップ、事業継続力強化計画策定の専門家派遣事業を実施する。

4) フォローアップ

- ・地区内の小規模事業者の事業者B C P等の取組状況の確認をする。
- ・市及び商工会議所、商工会は進捗状況を確認し、年1回程度の打ち合わせを行い、課題や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5以上の地震）が発生したと仮定し、市及び商工会議所・商工会の連絡ルートが迅速に行われるかの確認を年1回総合防災訓練時に行う。
シェイクアウト訓練に合わせ避難訓練、安否確認等を実施する。

6) 安心安全な小規模支援場所を確保するために

- ・小規模事業者支援を行うにあたり安心安全な場所を確保するため、焼津漁港の津波防護対策について、県・市による岸壁粘り強い化、防波堤粘り強い化、外港水門、内港胸壁の工事が行われている段階であり計画通りの完成を待っている。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後直ちに職員等の安否確認報告を行う。（S N S等を利用した安否確認や業務従事の可否）

①本人及び家族の被災状況

②家屋被害や道路状況等に関する大まかな被害状況等

③出勤できる状況であるかどうか（勤務時間外の場合）

④被災地域に会社・自宅がある役員・議員・会員の状況把握に着手（商工会議所・商工会）

感染症の流行については、

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

- ・政府による「緊急事態宣言等」が発出された場合は、県及び市の感染対策対応方針に基づき商工会議所・商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・商工会議所と商工会及び焼津市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(風水害における応急対策例)
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・地区内30%程度の事業所で停電が続く等の被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務 ③復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水、建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・地区内5%程度の事業所で停電が続く等の被害が発生している。 	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない	通常業務

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

本計画により、市及び商工会議所・商工会は以下の方針で被害情報等を共有する。

- ・被害情報等を共有する期間および頻度は災害の種類、規模、状況等により異なるため、期間や頻度を限定的にせず、災害発生時に速やかに情報共有する期間、頻度（回数・時間帯）、項目等を協議できる体制を整備しておく。（市担当者、商工会議所・商工会の法定経営指導員による調整を行う）
- ・感染症流行の場合には、市において設置される対策本部で取り纏めた「感染症対応方針」を踏まえ、事業者がどのような情報を必要としているかの把握に努める。
- ・必要な情報の収集・把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

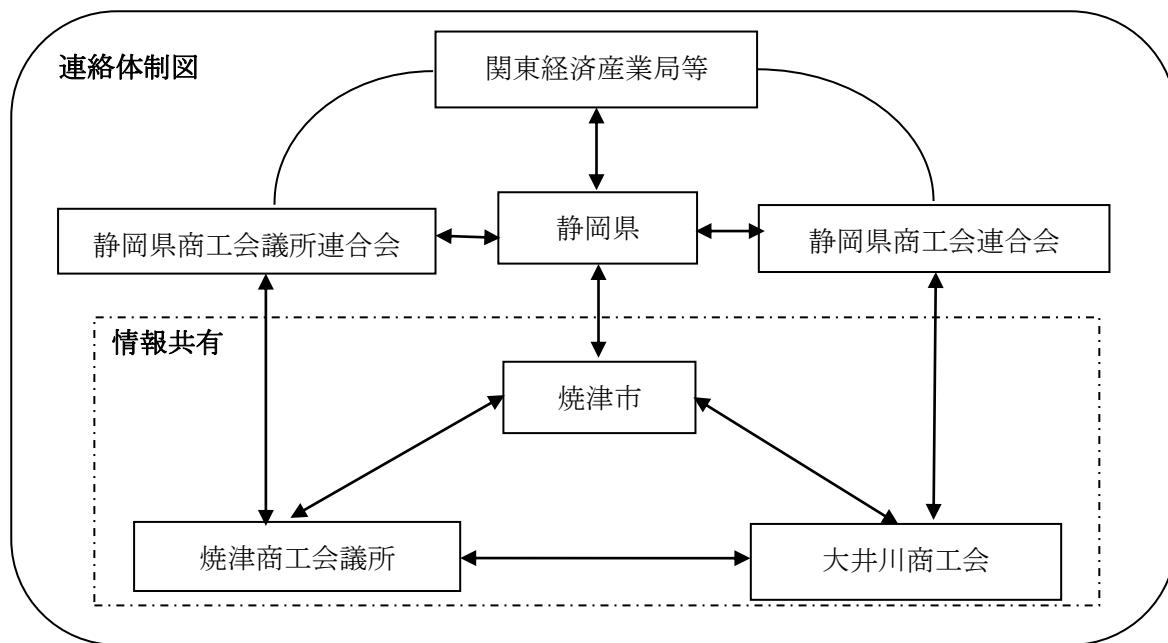
3) 支援機関被災時の代替機能の整備

- ・支援機関施設被災時の代替機能施設については、場所、面積が適し、借用の可能性のありそうな施設を協議の候補地として、商工会議所がリストアップする。
- ・代替機能が必要となった場合、速やかな小規模事業者支援が実施できるようにリストアップした施設をベースに市と協議を行い安全が確認された場所で活用できる施設を借用し一時的な支援場所とする。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
被災地地域での活動内容や活動範囲については、市及び商工会議所と商工会が協議の上決める。
- ・市及び商工会議所、商工会は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・市及び商工会議所、商工会が共有した情報は、県の指定する方法にて市より県へ速やかに報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、市及び商工会議所、商工会が共有した情報は、県の指定する方法で市が報告をする。
- ・商工会議所及び商工会は、共有した情報を求めるに応じ、それぞれの県連合会へ報告する。



- ・被害の確認は、商工会議所、商工会の職員が被災地域の事業者やその周辺地域の役員等から被害情報の収集を実施する。
職員は、情報をもとに安全確認をし、必要に応じ被災事業者の現場確認及び聞き取りを行う。
- ・被害額の算定は、中小企業庁の「中小企業B C P運用指針第2版」に基づき、事業の復旧に必要な資産の復旧に要する費用（直接被害）を見積もる事とし、具体的には次の通りとする。

算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準
非住家の被害	全壊	基本的機能を喪失したもの 延べ床面積の70%以上の損壊等	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達費を求める
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの 補修が可能なもの	事業の復旧に必要な修繕費を求める 事業の復旧に直接関係しない経費は除く
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損 窓ガラスの破損程度は除く	
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水	
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したものの	
商工被害	棚卸資産	喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの	仕入原価・製造原価を求める
	有形償却資産	修繕または再調達せざるを得ないもの	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達費を求める

被害状況の報告の内容

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	日本標準産業分類 大分類
被害状況	・建物の状況（全壊、半壊等） ・浸水の状況（床下、床上） ・機械設備の状況 ・製品・商品等の状況
被害額（千円）	
内訳	建物、機械設備、車両、製品・商品、その他

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、市と相談する（商工会議所と商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・災害発生後、国・県・市の復興に向けた被災者支援メニューを小規模事業者が速やかに実行できるよう相談窓口を開設し対応する。災害規模により人員が不足する場合は、日本商工会議所・全国商工会連合会等上部単体に人的支援の依頼を行い、相談員を確保する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況について各地区の事業者（役員・議員）をピックアップし電話や訪問により被害の詳細（経営者、従業員の安否、事業所・周辺地域の大まかな被害状況）を確認する。
- ・発災直後から定期的に被害の詳細、再開目安、再開に向けた課題等を訪問および相談窓口にて聞き取りを行う。
- ・商工会議所、商工会は市と災害情報を共有し、応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、H P、S N S、訪問、説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

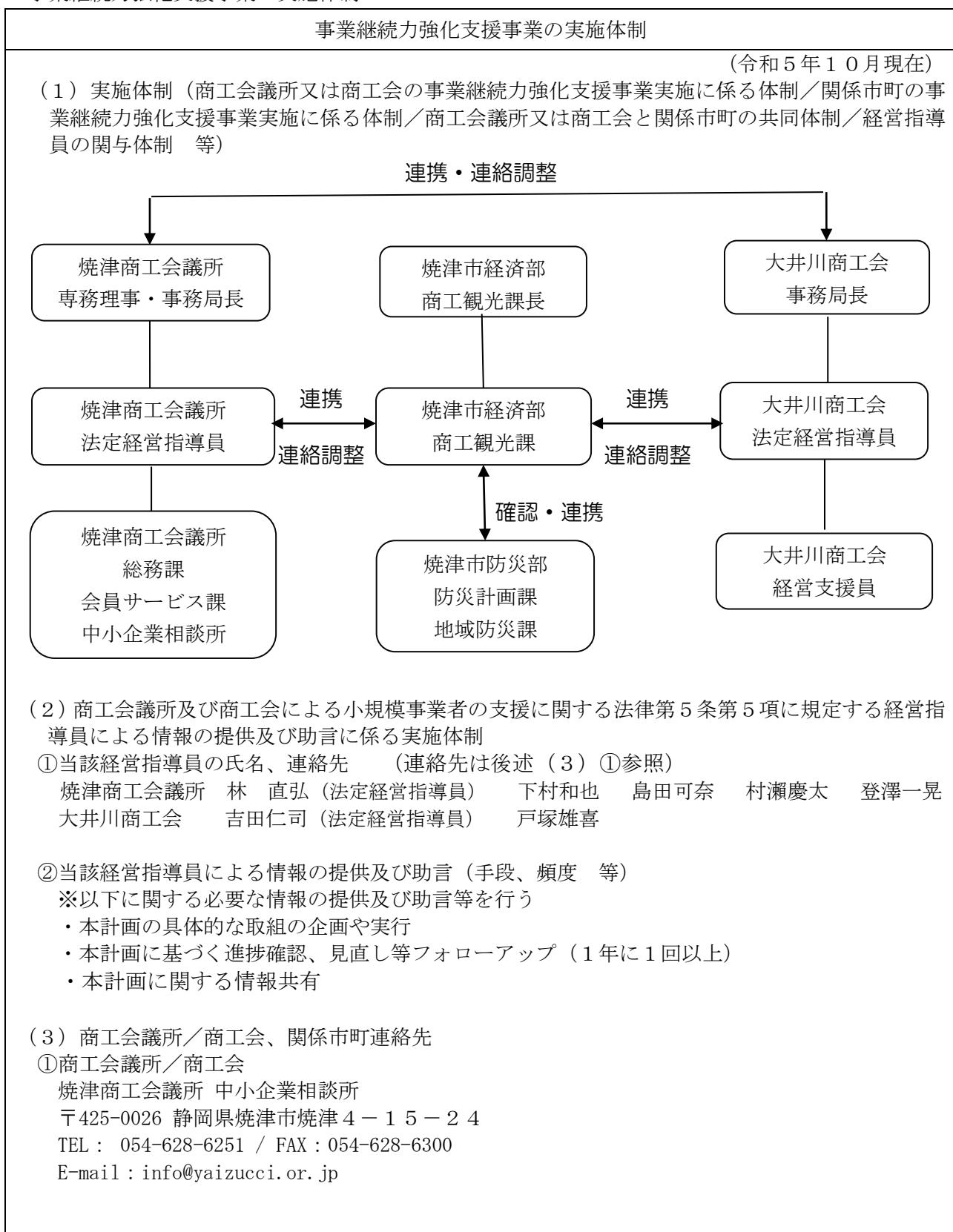
- ・静岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を協議の上定め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等の受入れについて、静岡県、静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



大井川商工会

〒421-0205 静岡県焼津市宗高900
TEL : 054-622-0393 / FAX : 054-622-2579
E-mail : os@oigawa.net

②関係市町

焼津市役所 経済部 商工観光課
〒425-8502 静岡県焼津市本町2-16-32
TEL : 054-626-1175 / FAX : 054-626-2188
E-mail : shoko@city.yaizu.lg.jp

焼津市役所防災部 防災計画課・地域防災課
〒425-0041 静岡県焼津市石津728-2 (消防防災センター2階)
TEL : 054-625-0128 / FAX : 054-625-0132 防災計画課
E-mail : bousaikeikaku@city.yaizu.lg.jp
TEL : 054-623-2554 / FAX : 054-625-0132 地域防災課
E-mail : tiikibousai@city.yaizu.lg.jp

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
専門家謝金等 (セミナー・個別相談)	300	300	300	300	300
開催広報費等	100	100	100	100	100
開催事務費等	50	50	50	50	50
その他経費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、焼津市補助金、静岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会議所又は商工会及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
損害保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 執行役員 静岡支店長 垣谷 直人 静岡市葵区紺屋町 17-1 葵タワー13階
中小企業診断士	木村俊彦 焼津市石脇上 127-20 大石 徹 焼津市大住 434-8
連携して実施する事業の内容	
ア) 損害保険会社	・連携する損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、管内事業者を対象としたリスクマネジメントに関する基本的な考え方についてのセミナーの開催やBCP策定、事業継続力強化計画策定に関する定期個別相談を実施し、希望する企業には、BCPの策定・事業継続力強化計画認定支援を実施する。 ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、商工会議所ビジネス総合保険制度（感染症特約付き休業補償制度）などのリスクファイナンスの情報提供及び加入促進を実施する。
イ) 中小企業診断士	・BCP策定支援・フォローアップ、事業継続力強化計画策定の専門家派遣事業を実施する。
連携して事業を実施する者役割	
損害保険会社	・小規模事業者のBCP策定および事業継続力強化計画の認定支援、フォローアップ支援のための個別相談、小規模事業者の経営に影響を与える可能性のある自然災害等のリスクの啓発と災害リスクが自社に与える影響度合の洗い出しや軽減策のセミナー講師派遣、災害リスク軽減のためのリスクファイナンス情報の提供、ビジネス総合保険等の加入推奨、災害及び感染症対策アドバイス
中小企業診断士	・小規模事業者のBCPおよび事業継続力強化計画の策定、フォローアップ支援のための専門家派遣連携効果 ・小規模事業者に対する企業防災に関する情報提供や専門家による計画策定支援で、災害リスク管理力が向上し、持続可能な経営体制の構築につながる。早期事業復旧の可能性が高くなる。
連携体制図等	
<pre> graph TD A[小規模事業者] -- "支援" --> B[焼津商工会議所 大井川商工会] A -- "相談" --> B C[中小企業診断士] <--> B D[損害保険会社] <--> B C <--> D style A fill:#e0f2e0 style B fill:#d9e1f2 style C fill:#f2e0e0 style D fill:#e0e0ff </pre> <p>1. リスクマネジメントセミナー開催 2. BCP個別相談会開催 3. BCP策定・事業継続力強化計画認定支援 4. リスクファイナンス（ビジネス総合保険加入勧奨）情報提供</p>	